



○長野県告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成14年4月15日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	社会福祉法人敬老園 "	小県郡丸子町大字西内800番地 "	かるいざわ敬老園ヘルパーステーション うえだはら敬老園ヘルパーステーション	北佐久郡軽井沢町大字追分1436番地 上田市上田原1068番地	平成14年4月1日 "
	シック飯田縫製有限公司 社会福祉法人諏訪市社会福祉協議会	飯田市北方2209番地1 諏訪市湖岸通り四丁目1番28号	北方ヘルパーステーションかふね 諏訪市社会福祉協議会指定訪問介護事業所西山の里	飯田市育良町2丁目24番2号 諏訪市大字湖南4016番地1	平成14年3月1日 平成14年4月1日
通所介護	社会福祉法人敬老園	小県郡丸子町大字西内800番地	かるいざわ敬老園デイサービスセンター	北佐久郡軽井沢町大字追分1436番地	平成14年4月1日

	社会福祉法人ジェイエー長野 会 社会福祉法人敬老園 社会福祉法人諏訪市社会福祉 協議会 有限会社こまくさ	長野市大字南長野北 石堂町1177番地3 小県郡丸子町大字西 内800番地 諏訪市湖岸通り四丁 目1番28号 佐久市新子田878番 地7	松本市蟻ヶ崎デイサービス センター うえだはら敬老園デイサービ スセンター 諏訪市社会福祉協議会指定通 所介護事業所諏訪市デイサー ビスセンター西山の里 ケアセンターともだち	松本市蟻ヶ崎3丁目 4番1号 上田市上田原1068番 地 諏訪市大字湖南4016 番地1 佐久市新子田878番 地6	〃 〃 〃 〃
通所リハ ビリティ ション	医療法人(社団)健和会	飯田市鼎中平1936番 地	健和会病院	飯田市鼎中平1936番 地	平成14年4月1日
短期入所 生活介護	社会福祉法人敬老園 南信州広域連合	小県郡丸子町大字西 内800番地 飯田市追手町2丁目 678番地	かるいざわ敬老園 飯田荘	北佐久郡軽井沢町大 字追分1436番地 飯田市東栄町3114番 地1	平成14年4月1日 〃
痴呆対応 型共同生 活介護	社会福祉法人敬老園 〃	小県郡丸子町大字西 内800番地 〃	グループホームかるいざわ敬 老園 グループホームうえだはら敬 老園	北佐久郡軽井沢町大 字追分1436番地 上田市上田原1068番 地	平成14年4月1日 〃
福祉用具 貸与	株式会社ニチイ学館 鍋林株式会社 シック飯田縫製有限公司	東京都千代田区神田 駿河台2丁目9番地 松本市中央3丁目2 番27号 飯田市北方2209番地 1	アイリスケアショップ松本 部 鍋林株式会社が在宅医療・介護 部 介護のかふね	松本市高宮北1丁目 7番 松本市双葉8番10号 飯田市育良町2丁目 24番2号	平成14年4月1日 〃 平成14年3月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人敬老園	小県郡丸子町大字西内800番地	かるいざわ敬老園居宅介護支援事業所	北佐久郡軽井沢町大字追分1436番地	平成14年4月1日
”	”	うえだはら敬老園居宅介護支援事業所	上田市上田原1068番地	”
社会福祉法人諏訪市社会福祉協議会	諏訪市湖岸通り四丁目1番28号	諏訪市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所西山の里	諏訪市大字湖南4016番地1	”

3 介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設

施設の種類	名称	所在地	指定年月日
介護老人福祉施設	かるいざわ敬老園	北佐久郡軽井沢町大字追分1436番地	平成14年4月1日
介護療養型医療施設	健和会病院	飯田市鼎中平1936番地	平成14年4月1日

厚生課

○長野県告示第244号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出があった。

平成14年4月15日

長野県知事 田中康夫

居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
通所介護	松本市	松本市丸の内3番7号	松本市蟻ヶ崎デイサービスセンター	松本市蟻ヶ崎3丁目4番1号	平成14年3月31日
福祉用具貸与	株式会社アイタック	神奈川県横浜市栄区公田町250番地	トータル・ヒューマン・サービス松本店	松本市高宮北1丁目7番	平成14年3月31日

厚生課

## ○長野県告示第245号

国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき、平成14年度土地分類基本調査を次のとおり実施する。

平成14年4月15日

長野県知事 田中康夫

## 1 国土調査として指定された年月日

平成13年4月20日

## 2 調査を実施する者の名称

長野県

## 3 調査地域

測量法（昭和24年法律第188号）第27条第2項の規定により、国土交通大臣の刊行した5万分の1地形図の次の図幅内の地域

高遠

## 4 調査期間

平成14年4月15日から平成15年3月31日まで

農村整備課

## ○長野県告示第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年4月15日

長野県知事 田中康夫

## 1 施行者の名称

上田市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

上田都市計画道路事業 3・4・9号中常田小牧線

## 3 事業施行期間

平成14年4月15日から

平成20年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

上田市常田一丁目、二丁目及び踏入一丁目地内

## (2) 使用の部分

なし

都市計画課

## ○長野県告示第247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、諏訪郡富士見町との間に次のとおり規約を定め、同町の汚泥処理に関する事務の委託を受けた。

平成14年4月15日

長野県知事 田中康夫

汚泥処理施設等の建設及び維持管理に関する事務委託の規約

(委託事務の範囲)

第1条 富士見町は、公共下水道事業から発生する汚泥の処理等に関する次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を長野県に委託する。

- (1) 汚泥処理施設等の建設に関する事務
- (2) 汚泥処理施設等の維持管理に関する事務
- (3) 前2号に掲げる事務に附帯する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、長野県の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は富士見町の負担とし、その額は次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める負担率により算定するものとする。

- (1) 建設及びそれに附帯する事務に要する経費 汚泥処理施設等の供用開始後の期間

内に想定される長野県と富士見町の下水道事業から発生する焼却対象汚泥量の総量に対する富士見町に係る焼却対象汚泥量の比(以下「想定汚泥量比」という。)

(2) 維持管理及びそれに附帯する事務に要する経費 当該年度の長野県と富士見町の下水道事業から発生した焼却対象汚泥量の総量に対する富士見町に係る焼却対象汚泥量の比(以下「実績汚泥量比」という。)

2 想定汚泥量比及び実績汚泥量比は、長野県知事と富士見町長が協議して別に定めるものとする。

3 第1項の規定により負担する経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、長野県知事と富士見町長が協議して別に定めるものとする。

(経理上の措置)

第4条 長野県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、長野県流域下水道事業費特別会計において他の下水道に係る会計と区分して計上するものとする。

(繰越金)

第5条 長野県知事は、各年度において委託事務の管理及び執行に係る予算に残額が生じたときは、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができるものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 長野県知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算のうち委託事務に係る部分を富士見町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 長野県は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、富士見町と連絡会議を開くものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、長野県知事は、直ちに当該条例等を富士見町長に通知しなければならない。

(廃止による決算等の措置)

第9条 委託事務を廃止した場合は、長野県知事は、当該廃止の日をもって委託事務の管理及び執行に要する収支を打ち切り、決算するものとする。この場合において、当該決算により生じた余剰金の処理については、長野県知事と富士見町長とが協議して定めるものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、長野県知事と富士見町長が協議して定めるものとする。

## 附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

下 水 道 課

## ○長野県告示第248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年4月15日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 施行者の名称

須 坂 市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

須坂都市計画下水道事業 須坂市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和61年1月19日から

平成20年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

なし

## (2) 使用の部分

昭和61年長野県告示第12号、平成元年長野県告示第623号、平成4年長野県告示第428号、平成6年長野県告示第45号、平成8年長野県告示第693号、平成10年長野県告示第531号及び平成12年長野県告示第494号の事業地のうち須坂市大字村山字大割、字土手外及び字芦沢並びに大字塩川字腰巻及び字柳原並びに大字小山字蔭田、字助四郎及び字仏施並びに大字日滝字虫送を変更し、須坂市大字日滝字口明塚を追加する。

下 水 道 課



## ○長野県告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年4月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
平成14年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 柳澤孝男
  - (2) 住所 長野県茅野市北山897番地
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

## ○長野県佐久地方事務所告示第5号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成14年4月4日、次のとおり売りさばき人の名称及び住所変更の届出があった。

平成14年4月15日

長野県佐久地方事務所長 篠原寿人

新 名 称	新 住 所
株式会社佐久自動車学校	佐久市大字猿久保35番地7

旧 名 称	旧 住 所
財団法人長野県佐久自動車学校	佐久市大字猿久保35番地

会 計 局

○長野県長野地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成14年3月29日、次の売りさばき人の指定を取り消した。

平成14年4月15日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

住 所	名 称
長野市大字南長野字新田町1122の1番地	(助)長野県自動車学校
長野市篠ノ井布施五明470番地	長野県篠ノ井自動車学校

会 計 局